

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

徳島県	
市区町村数	24

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議	の有絡無会議	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
							6	6	3		18						
36	201	徳島市	男女共同参画センター	1	1	1	1			4	第4次男女共同参画プラン・とくしま	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
36	202	鳴門市	人権推進課	1	2	1	1	鳴門市男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2016年1月1日		第3次鳴門市男女行動計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
36	203	小松島市	人権推進課	1	2	2	2			4	第3次小松島市男女共同参画計画	2024年4月1日	～	2034年3月31日	1	1	
36	204	阿南市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	阿南市男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日		第4次阿南市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1
36	205	吉野川市	市民部 人権課	1	2	2	1	吉野川市男女共同参画推進条例	2007年3月28日	2007年4月1日		吉野川市第4次男女共同参画基本計画	2024.4.1	～	2029.3.31	1	1
36	206	阿波市	市民部人権課	1	2	1	1			4	阿波市男女共同参画基本計画(第4次)	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
36	207	美馬市	人権課	1	2	1	1			4	美馬市男女共同参画基本計画(第4次)	2025年4月1日	～	2030年3月31日	1	1	
36	208	三好市	市民課人権室	1	2	2	2			4	三好市男女共同参画基本計画	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
36	301	勝浦町	住民課	1	2	2	2			4	勝浦町男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
36	302	上勝町	住民課	1	2	2	2			3						2	
36	321	佐那河内村	総務課	1	2	2	2			4	佐那河内村総合計画(後期)	2025年4月1日	～	2029年3月31日	2	2	
36	341	石井町	社会教育課	2	2	2	2			4						2	
36	342	神山町	教育委員会事務局	2	2	2	2			4						2	
36	368	那賀町	総務課	1	2	2	2			2						1	
36	383	牟岐町	牟岐町教育委員会	2	2	2	2			4	牟岐町総合計画	2021年4月1日	～	2030年3月31日	1	2	
36	387	美波町	総務課	1	2	2	2			4	第3次美波町総合計画	2023年4月1日	～	2032年3月31日	2	2	
36	388	海陽町	長寿福祉人権課	1	2	2	2			4	海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画	2022年2月21日	～		2	2	
36	401	松茂町	総務課	1	2	2	2			3	松茂町男女共同参画計画	2025年度	～	2029年度	1	1	
36	402	北島町	総務課	1	2	2	2			2						1	
36	403	藍住町	企画政策課	1	2	1	2			4	第4次藍住町男女共同参画プラン	2025年1月1日	～	2029年3月31日	1	1	
36	404	板野町	人権コミュニティ課	1	2	2	2			4	第六次板野町振興計画(前期基本計画)	2025年4月1日	～	2030年3月31日	1	2	
36	405	上板町	住民人権課	1	2	2	2			4						2	
36	468	つるぎ町	総務課	1	2	2	2			4	第3次つるぎ町男女共同参画推進計画	2022年度	～	2026年度	1	1	
36	489	東みよし町	企画課	1	2	2	2			4	第2次東みよし町総合計画	2020年12月	～	2029年12月	2	2	

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)				
		担当課(室)名	所属事務所掌	の有連絡会議	の有機関	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有		問4-1 無			
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況

＜選択肢回答＞

所属 **庁内連絡会議**

1 首長部局  
2 教育委員会

事務所掌 **諮問機関**

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目途に検討中  
2 2026年度以降の制定を目途に検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

現在の状況

1 策定予定有  
2 策定予定無

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

徳島県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営					
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
	2										1	1	2	0	0	2	0	0
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター	770-0834	徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階	088-624-2611	088-624-2612	<a href="https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/josei_center.html">https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/josei_center.html</a>	<input type="radio"/>									
36	202	鳴門市	鳴門市女性支援センター	ぱあとなー	772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地	088-684-1148	088-684-1522	<a href="https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/jinken/jinken/joseishien/index.html">https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/jinken/jinken/joseishien/index.html</a>	<input type="radio"/>									
36	203	小松島市																
36	204	阿南市																
36	205	吉野川市																
36	206	阿波市																
36	207	美馬市																
36	208	三好市																
36	301	勝浦町																
36	302	上勝町																
36	321	佐那河内村																
36	341	石井町																
36	342	神山町																
36	368	那賀町																
36	383	牟岐町																
36	387	美波町																
36	388	海陽町																
36	401	松茂町																
36	402	北島町																
36	403	藍住町																
36	404	板野町																
36	405	上板町																
36	468	つるぎ町																
36	489	東みよし町																

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

徳島県

都道府県コード	市区町村名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)														
				問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター	2000年6月10日	○		3	3	11,046	○ ○ ○ ○			○	男女共同参画社会づくりを目的とする団体への支援				
36	202	鳴門市	鳴門市女性支援センター	2010年4月1日	○		3	1	6,578	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○							
36	203	小松島市					○											
36	204	阿南市					○											
36	205	吉野川市					○											
36	206	阿波市					○											
36	207	美馬市					○											
36	208	三好市																
36	301	勝浦町																
36	302	上勝町																
36	321	佐那河内村																
36	341	石井町																
36	342	神山町																
36	368	那賀町																
36	383	牟岐町																
36	387	美波町																
36	388	海陽町																
36	401	松茂町																
36	402	北島町																
36	403	藍住町																
36	404	板野町																
36	405	上板町																
36	468	つるぎ町																
36	489	東みよし町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

徳島県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			1			8	1	12.5	12	0	0.0	16	0	0.0	17	0	0.0	3,759	516	13.7
36	201	徳島市				1	0	0.0	2	0	0.0							954	166	17.4
36	202	鳴門市	2012年2月4日	鳴門市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							14	0	0.0
36	203	小松島市				1	0	0.0	1	0	0.0									
36	204	阿南市				1	0	0.0	2	0	0.0									
36	205	吉野川市				1	0	0.0	1	0	0.0							353	51	14.4
36	206	阿波市				1	0	0.0	1	0	0.0							365	31	8.5
36	207	美馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							304	34	11.2
36	208	三好市				1	1	100.0	2	0	0.0							461	59	12.8
36	301	勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
36	302	上勝町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
36	321	佐那河内村										1	0	0.0	1	0	0.0	47	10	21.3
36	341	石井町										1	0	0.0	1	0	0.0	128	11	8.6
36	342	神山町										1	0	0.0	1	0	0.0	175	27	15.4
36	368	那賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	210	34	16.2
36	383	牟岐町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
36	387	美波町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
36	388	海陽町										1	0	0.0	1	0	0.0			
36	401	松茂町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
36	402	北島町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
36	403	藍住町										1	0	0.0	2	0	0.0	130	26	20.0
36	404	板野町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	2	3.8
36	405	上板町										1	0	0.0	1	0	0.0	146	21	14.4
36	468	つるぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	173	30	17.3
36	489	東みよし町										1	0	0.0	1	0	0.0	143	13	9.1

## &lt;選択肢回答&gt;

男女共同参画に関する宣言

## 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

徳島県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1						調査時点コード					
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																								
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他							
					333	292	6,022	1,905	31.6	423	379	7,087	2,067	29.2	120	68	735	140	19.0	568	75	13.2	592	76	12.8												
				小計						414	370	6,846	1,969	28.8	120	68	735	140	19.0																		
36 201	徳島市	40.0	2028年3月		62	58	1,228	413	33.6	28	28	459	135	29.4	6	4	40	6	15.0	46	7	15.2	47	7	14.9	1		1		1							
36 202	鳴門市	40.0	2026年3月		44	42	755	278	36.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会、その他要綱等に基づく審議	33	31	555	207	37.3	6	5	39	10	25.6	42	9	21.4	43	9	20.9	1		1		1						
36 203	小松島市	25.0	2034年3月		26	26	361	100	27.7	法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより設置されている審議会等	26	26	361	100	27.7	6	3	54	8	14.8	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1		1						
36 204	阿南市		2029年3月	地方自治法①第202条の3に基づく審議会②第180条の5に基づく審議会30%	53	49	1,366	462	33.8	地方自治法①第202条の3に基づく審議会②第180条の5に基づく審議会	47	45	1,328	452	34.0	6	4	38	10	26.3	32	9	28.1	33	9	27.3	1		1		1						
36 205	吉野川市	40.0	2029年3月		36	30	544	180	33.1		27	24	459	146	31.8	6	4	55	9	16.4	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1						
36 206	阿波市	50.0	2029年3月		47	34	728	228	31.3	審議会のほかに、要綱、規則等審議会や運営委員会	16	13	245	54	22.0	6	2	39	4	10.3	38	2	5.3	39	2	5.1	1		1		1						
36 207	美馬市	40.0	2030年3月		12	10	225	50	22.2		11	9	175	33	18.9	6	3	35	4	11.4	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1						
36 208	三好市	30.0	2029年3月		0	0	0	0	0		16	15	415	97	23.4	0	0	0	0	0.0	30	4	13.3	31	5	16.1	1		1		1						
36 301	勝浦町			西暦2027年3月までに45%	0	0	0	0	0	審議会等(地方自治法第202条の3、第180条の5)	13	12	125	46	36.8	5	3	24	7	29.2	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1						
36 302	上勝町				0	0	0	0	0		6	4	55	8	14.5	4	2	25	6	24.0	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1						
36 321	佐那河内村				0	0	0	0	0		7	6	82	21	25.6	5	2	24	6	25.0	12	3	25.0	13	3	23.1	1		1		1						
36 341	石井町				0	0	0	0	0		17	16	245	66	26.9	5	3	32	7	21.9	18	3	16.7	19	3	15.8	1		1		1						
36 342	神山町				0	0	0	0	0		10	8	131	29	22.1	5	3	26	3	11.5	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1						
36 368	那賀町			12	9	141	40	28.4		12	9	141	40	28.4	5	3	28	6	21.4	10	0	0.0	11	0	0.0	1		1		1							
36 383	牟岐町			0	0	0	0	0		12	11	161	42	26.1	5	2	28	3	10.7	14	2	14.3	15	2	13.3	1		1		1							
36 387	美波町			0	0	0	0	0		9	8	138	35	25.4	5	4	28	9	32.1	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1							
36 388	海陽町			13	10	307	55	17.9		25	18	432	93	21.5	5	4	28	6	21.4	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1							
36 401	松茂町			0	0	0	0	0		21	20	266	89	33.5	4	2	23	3	13.0	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1							
36 402	北島町			0	0	0	0	0		12	11	164	44	26.8	5	2	24	5	20.8	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1							
36 403	藍住町	40.0	2029年3月		12	12	172	66	38.4	法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	10	10	115	45	39.1	5	3	27	7	25.9	15	3	20.0	16	3	18.8	1		1		1				</		

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

徳島県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)				
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	
									9	9	241	98	40.7	0	0	0	0								
徳島市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
鳴門市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
小松島市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
阿南市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
吉野川市									2	2	85	34	40.0	0	0	0	0	0							
阿波市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
美馬市									1	1	50	17	34.0	0	0	0	0	0							
三好市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
勝浦町									2	2	21	13	61.9	0	0	0	0	0							
上勝町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
佐那河内村									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
石井町									2	2	28	13	46.4	0	0	0	0	0							
神山町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
那賀町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
牟岐町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
美波町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
海陽町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
松茂町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
北島町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
藍住町									2	2	57	21	36.8	0	0	0	0	0							
板野町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
上板町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
つるぎ町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							
東みよし町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0							

## 調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

徳島県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

調査表4-5  
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

徳島県

調査時点		議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)															
市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都	市	市	道	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取扱うことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-2で1.を選択した場合、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の親点からの欠席事由について、以下の事項について1~4のいずれか一つに○をつけてください。				
府	町	町	県	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めない。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例を判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めない。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例を判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他				
コ	コ	村	コ	村	ド	名	15	1の合計	23	0	22	2	20	20	20	20	13
							3	2の合計	0	12	1	20	1	1	1	1	0
							1	3の合計	0	10		1	0	0	0	0	0
							5	4の合計	1	1			3	3	3	3	0
職員の旧姓使用に関する取扱要綱																	
36	201	徳島市	1	徳島市議会議規則 第2条第4項 市長は、前3項の規定により、職員又は新たに職員として採用される者(次項において「職員等」という。)から旧姓使用承認申請書の提出があった場合は、法令上又は事務上特段の支障が生じると人事課長が認めるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。													
36	202	鳴門市	1	鳴門市議員旧姓取扱要綱 第3条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、「職員等」という。から旧姓使用承認申請書の提出があった場合は、法令上又は事務上特段の支障が生じると人事課長が認めるときを除き、旧姓の使用を承認することができる。 (1) 公職の行使に係るもの (2) 職員の権利及び義務に係るもの (3) 職員の身分関係に係るもの (4) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれのあるもの													
36	203	小松島市	1	小松島市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に接触する恐れがなく、かつ、専ら組織内で使用する文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。													
36	204	阿南市	1	阿南市議員の旧姓使用に関する取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。以下条文において規定													
36	205	吉野川市	1	吉野川市議員旧姓使用取扱規程 規程全体が職員の通称又は旧姓の使用の内容となっている。													
36	206	阿波市	2	阿波市議員の旧姓使用に関する取扱規程 (旧姓の使用) 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に抵触するおそれがない、かつ、専ら組織内で使用する文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。													
36	207	美馬市	1	美馬市議員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に抵触するおそれがない、かつ、専ら組織内で使用する文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。													

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都 市 市 区 道 府 市 区 区	市 市 区 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。								
府 町 市 区 縣 村 町 町 コ 村 村 ド 名	市 区 区 町 村 村 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	問12-3 1.を選択した場合、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	問12-4 1.を選択した場合、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	問12-5 1.を選択した場合、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	問12-6 1.を選択した場合、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
36 208	三好市	1	三好市職員旧姓使用要綱、三好市立学校教職員旧姓使用取扱要綱  三好市職員旧姓使用要綱 第1条 この訓令は、三好市に勤務する一般職に属する職員(以下、「職員」という。)で婚姻その他の理由により姓を改めるものが、旧姓を使用する場合の使用基準及び手続きを定めるものとする。 三好市立学校教職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、教職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、教職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに際し必要な事項を定めるものとする。	三好市議会	1	2	1	三好市議会議規則  (欠席の届出) 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	三好市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例  三好市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条第1項 議員が疾病その他の事由により、市議会の会議等に長期欠席した場合の議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員の報酬額に、次の表に掲げる長期欠席の期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。  長期欠席の期間 割合 90日を超える180日以下であるとき 100分の70 180日を超える365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の20  (適用除外) 第5条第1項 長期欠席の期間が次の各号に掲げる事由により生じた場合には、前2条の規定は適用しない。 (2)その他議長がやむを得ないと認める事由である場合
36 301	勝浦町	1	勝浦町職員旧姓使用取扱要綱  (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、勝浦町職員服務規程(昭和44年勝浦町規程第2号)第15条第2項に規定する履歴事項の変更の届出に併せて、所属長を経由して町長に提出するものとする。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	勝浦町議会	1	3	1	勝浦町議会議規則  (欠席の届出) 第2条 第2項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1
36 302	上勝町	1	上勝町職員旧姓使用取扱要綱  (旧姓の使用)第2条 職員は、町長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。	上勝町議会	1	3	1	上勝町議会議規則  (欠席の届出)第2条 第2項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	4 4 4 4 4 1
36 321	佐那河内村	4		佐那河内村議会	1	2	1	佐那河内村議会議規則  佐那河内村議会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	4 4 4 4 4
36 341	石井町	2		石井町議会	1	3	1	石井町議会議規則第2条第2項  前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
36 342	神山町	2		神山町議会	1	3	1	神山町議会議会則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2	1 1 1 1 1
36 368	那賀町	1	那賀町職員の旧姓使用に関する要綱  (旧姓の使用)旧姓を使用することができる文書等は、次のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。(1)旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれのないもの(2)職務遂行場所がないと認められるもの(3)規程する者以外であって、別表2に掲げる基準に該当する文書等は旧姓を使用することができない。	那賀町議会	1	2	1	那賀町議会議規則  第1章 第2条第2項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
36 383	牟岐町	4		牟岐町議会	1	4	2	美波町議会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2	2 2 2 2
36 387	美波町	3		美波町議会	1	2	1	美波町議会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1
36 388	海陽町	1	海陽町職員旧姓使用取扱要項  (旧姓使用の承認) 第5条田命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	海陽町議会	4				4 4 4 4	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都 市 道 府 県 コ ド	市 区 市 区 町 村 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。  1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例が判断したことない。													
36 401	松茂町	4	松茂町議会	1	3	1	松茂町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	松茂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  第2条 議員の議員報酬(以下「報酬」という。)は議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。 (補遺) 5 前項の規定にかかわらず、議長、副議長又は議員が長期にわたり議員活動ができないときは、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の報酬を翌月から支給する。ただし、議員活動ができない期間が1年6ヶ月を超える場合は、報酬を翌月から支給しない。 (1) 議員活動ができない期間が180日を超える場合 当該期間の報酬月額に100分の30を乗じて得た額を減じた額 (2) 議員活動ができない期間が365日を超える場合 当該期間の報酬月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額	1	1	1	1	1	1
36 402	北島町	1	北島町議会	1	3	1	北島町議会会議規則  (欠席の届出)  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
36 403	藍住町	1	藍住町議会	1	3	1	藍住町議会会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間(双子以上の場合は9週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
36 404	板野町	4	板野町議会	1	3	1	板野町議会会議規則 第2条第2項  前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
36 405	上板町	1	上板町議員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) 第1条 この要綱は、上板町に勤務する職員(定年まで任用を含む一般職の職員及び会計年度任用職員をいう。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。  (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがない、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	1	3	1	上板町議会会議規則  第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
36 468	つるぎ町	4	つるぎ町議会	1	2	1	つるぎ町議会会議規則  (欠席の届出)  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
36 489	東みよし町	1	東みよし町議員旧姓使用取扱要綱  (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがない、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	1	3	1	東みよし町議会会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

## 調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

## 徳島県

